

はじめに

平成 17（2005）年 1 月 1 日に、旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市が誕生しました。

本計画は、「過疎地域振興特別措置法」（昭和 55 年法律第 19 号）第 2 条の規定により過疎地域の指定を受けた旧十和田湖町区域について、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、引き続き過疎地域とみなされたことを受けて、法第 8 条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の最上位計画となる総合計画（第 2 次十和田市総合計画 ～わたしたちが創る～ 希望と活力あふれる 十和田）を踏まえて策定するものであり、過疎地域とみなされている旧十和田湖町区域における総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、当地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするものです。

本計画では、地域の各分野における現況と問題点を踏まえながら、将来に向けてその具体的解決策など、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標等について記述しています。

なお、計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実施が確定したものではないことを申し添えます。